

令和2年第2回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年2月26日(水) 午後3時から午後5時5分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 大久保 眞理子
三番委員 生野 誉士
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員
教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 重石 多鶴子
教育部次長 桑野 徹
次長兼学校施設課長 池田 武文
次長兼体育保健課長 西川 幸宏
次長兼文化財課長 坪根 伸也
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
学校教育課長 野田 秀一
人権・同和教育課長 河野 正行
社会教育課長 永田 佳也
教育センター所長 御手洗 宏昭
教育総務課参事 岡本 隆憲
体育保健課参事 清水 篤
- 5 書記
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課指導主事 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題
(1) 議案
(教議第5号) 大分市教育委員会委員の辞職同意について
(教議第6号) 令和元年度未来自分創造資金奨学生の決定について
(教議第7号) 大分市公民館長の任命について

(教議第14号) いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について

⑨大分市美術館令和元年度美術品収集及び令和２年度特別展（案）について

します。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第 5 号から教議第 1 2 号の議案審議は秘密会とします。

教育長 教議第 5 号「大分市教育委員会委員の辞職同意について」を議題といたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 6 号の規定により、自己に関する事件については、その議事に参与することができないこととなっております。大久保委員は、一時退席をお願いします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明の前に、議案書をお配りしてよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教育総務課長 教議第 5 号「大分市教育委員会委員の辞職同意について」ご説明申し上げます。

本案は、大久保委員から一身上の都合により、大分市長に対して令和 2 年 3 月 3 1 日付で教育委員会委員を辞職したい旨の辞職願が令和 2 年 2 月 1 9 日付で提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 0 条の規定により、教育委員会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第 5 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは、大久保委員の出席を求めます。

教育長 本委員会は、大久保委員の辞職につきまして、同意いたしましたことを報告いたします。

教育総務課長 それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

教議第6号「令和元年度未来自分創造資金奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

（議案審議の結果、教議第6号は原案のとおり決定する。）

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入退室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは次に、教議第7号「大分市公民館長の任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

（議案審議の結果、教議第7号は原案のとおり決定する。）

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは次に、教議第8号「令和元年度3月補正予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第8号「令和元年度3月補正予算について」ご説明申し上げます。

令和元年度3月補正予算につきましては、繰越明許費に関するもののみとなります。

廃校になった旧野津原中部小学校について、地域コミュニティの拠点としての利便性を高めるため、外トイレ改修を予定しておりましたが、2度の入札不調により、工期が確保出来なくなったことから、令和2年度に予算を繰り越そうとするものであり、繰越明許費

として追加計上いたしております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第9号「令和2年度当初予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第9号「令和2年度当初予算について」ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会所管分の令和2年度当初予算について、第1回市議会定例会へ提出するに当たり、本委員会のご決定をいただこうとするものでございます。

上の表でございますが、令和2年度の教育費の予算額は、10款全体では177億6,771万4千円で、前年度予算に比べ、18億8,282万9千円の増額となっております。

このうち、②子どもすこやか部が所管する幼稚園等に関する予算及び③市民部が所管する公民館に関する予算を除いた、教育委員会が所管する予算は151億3,171万4千円で、前年度に比べ15億9,355万9千円の増額となっております。

それでは、教育委員会所管分について、費目に沿って、ご説明いたします。

はじめに、1項の教育総務費のうち、1目の委員会費については、教育委員報酬などを計上しております。

次に、2目の事務局費については、職員の人件費、奨学助成事業

にかかる経費等を計上しております。

このなかで、会計年度任用職員人件費のうち、「教科指導マイスター派遣事業」につきましては、退職教員を教科指導員として中学校に派遣し、具体的な授業場面において担当教員へ指導を行うものでございますが、数学3名、英語3名、理科3名、国語2名、社会3名に、数学1名、理科1名、国語2名を加えた合計18名を配置することで、さらなる指導の充実を図るものでございます。

次に、奨学助成事業のうち、給付型の奨学資金である「未来自分創造資金」については、募集定員を50名から70名に増員することとしており、さらなる修学支援の充実を図ろうとするものでございます。

次に、3目の教育指導費については、教育指導一般事業として人権啓発資料の印刷製本費のほか、特別支援等教育活動サポート事業、大分っ子学習力向上推進事業等に係る経費を計上しております。

このなかで、教育指導一般事業のうち、新規事業の「イングリッシュ・アドバイザー派遣事業」につきましては、英語教育に関する専門的な知識と技能を備え、教職経験又は外国語指導助手経験が豊富で実績のある退職教職員等をイングリッシュ・アドバイザーとして5名を各小学校等に派遣し、外国語科授業等の補助や授業者、外国語指導助手への指導助言、教材作成等の支援を行うものでございます。

次に、「外国語指導助手招聘事業」につきましては、新学習指導要領の全面実施に向けて、コミュニケーションが中心となる授業での積極的な活用を推進していくため、ALTを6名増員し、37名体制にしようとするものでございます。

次に、「特別支援等教育活動サポート事業」につきましては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に対して必要な配置を行うため、補助教員を3名増員し、計126名配置するものでございます。

次に、生徒指導関係事業のうち、新規事業の「不登校児童生徒支援事業」につきましては、不登校児童生徒への学習支援及び保護者、学級担任等との連絡調整等を行う支援員となるスクールライフサポーターを4名配置し、当該児童生徒が徐々に学校生活へ適応を図っていくことのできる居場所を確保するとともに、不登校の理由に応じた働きかけや関わりを行い、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援を行うものでございます。

次に、「日本語指導等支援事業」につきましては、日本語指導が必要な児童生徒に講師を派遣して指導や支援を行うとともに、日本語が十分に理解できていない保護者に対し、通訳者を活用して就学相談及び進路指導を支援するもので、令和2年度については、来日直後等のより指導や支援が必要な児童生徒等に対し、集中的な指導や支援を行う「日本語指導専任指導員」を2名配置し、さらなる指導の充実を図ることとしております。

次に、「スクールサポートスタッフ配置事業」につきましては、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフを小中学校に配置し、教員の負担軽減を図るもので、令和2年度については、県に増員要求を行う中、19名を配置することのできる予算措置を行うものでございます。

次に、4目の教育センター費については、教育センターの人件費のほか、教職員の指導力向上等に係る経費を計上しております。

このなかで、「特別支援教育メディカルサポート事業」につきましては、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣し、医療的ケアを実施することにより、教育活動の保障や保護者の負担軽減等を図るものでございます。

次に、「スクールソーシャルワーカー活用事業」につきましては、統括的役割を担うスクールソーシャルワーカーを新たに1名配置し、スクールソーシャルワーカー全体の組織的な対応の強化を図るとともに、緊急時や重要案件への対応等に対してより適切かつ迅速な支援を行い、さらなる相談支援体制の充実を図るものでございま

す。

次に、「教育の情報化推進事業」につきましては、プログラミング教育用教材を購入するとともに、教科書採択替えに伴い、小学校算数指導者用デジタル教科書を購入するなど、学校におけるＩＣＴ環境のさらなる充実を図るものでございます。

次に、５目の教育施設整備費については、賀来小中学校の校舎等施設整備に係る経費を計上しております。

このなかで、新規事業の「賀来小中学校施設整備事業」につきましては、小中一貫教育のモデル校として開校した賀来小中学校について、老朽化が進んでいる小学校校舎の改築に併せ、中学校校舎の長寿命化改修を一体的に整備し、さらなる教育環境の向上を図るもので、令和２年度は、ＰＦＩ等導入可能性調査等を実施することとしております。

２項の小学校費でございますが、１目の学校管理費については、小学校の管理運営費や営繕工事費等に係る経費を計上しております。

このなかで、「旧小学校跡地利活用事業」につきましては、地元と協議を行うとともに、庁内関係課と調整を図り、有効な跡地の利活用を図るもので、令和２年度は旧大志生木小の校舎改修工事等、旧野津原中部小の旧園舎トイレ改修、シャワー設置及び進入路の道路拡幅に向けた設計業務等、旧野津原西部小の宿泊が可能な施設の設置に向けた改修設計等を実施することとしております。

次に、「小学校長寿命化改修事業」につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、長期的な視点で計画的な改修等を行い、長寿命化を図るものでございますが、令和２年度は、舞鶴小南校舎、横瀬小南校舎等の改修工事等を実施することとしております。

次に、２目の教育振興費については、要保護及び準要保護児童への就学援助事業、教材等購入事業等に係る経費を計上しております。

このうち、「教材等購入事業」につきましては、小学校の教科書採
択替えに伴い、新たな教科用図書及び指導書を購入するものでござ
います。

次に、「就学援助事業」につきましては、経済的理由により就学困
難な児童生徒の保護者に対して、新入学学用品費や給食費など就学
に必要な援助を行うものでございますが、国において、令和２年度
から「新入学児童生徒学用品費」等の支給単価を引き上げることに
伴い、本市の就学援助についても国の基準と同様にしようとするも
のでございます。

次に、３目の学校建設費については、金池小学校及び（仮称）大
在東小学校の校舎等整備に係る経費を計上しております。

このうち、「金池小学校施設整備事業」につきましては、校舎・屋
内運動場・プール等、全面的な改築をP F I 事業にて行い、幼稚園
や児童育成クラブ等を複合化させることで、施設の機能充実と教育
環境の整備・充実を図るもので、令和２年度には、事業者の決定、
設計等を実施することとしております。

次に、新規事業の「（仮称）大在東小学校施設整備事業」につつま
しては、大在地区の人口増加が見込まれることから、大在小学校及
び大在西小学校について、通学区域を再編し、分離新設校を大在東
グラウンドに整備するもので、令和２年度は、P F I 等導入可能性
調査等を実施することとしております。

次に、３項の中学校費でございますが、１目の学校管理費につい
ては、中学校の管理運営費や営繕工事費等に係る経費を計上してお
ります。

このなかで、「中学校長寿命化改修事業」につきましては、令和２
年度は、植田西中体育館の改修設計委託等を実施することとしてお
ります。

次に、２目の教育振興費については、小学校費と同じく要保護及
び準要保護生徒への就学援助事業、教材等購入事業等に係る経費を
計上しております。

次に、3目の学校建設費については、大東中学校新校舎建設等に係る経費を計上しております。

このなかで、「大東中学校施設整備事業」につきましては、将来的な教室不足に対応し、学校環境の改善を図るもので、令和2年度については、新校舎建設に着手することとしております。

4項の幼稚園費でございますが、1目の幼稚園費については、人件費及び幼稚園医の報酬を計上しております。

なお、人件費及び幼稚園医の報酬を除く幼稚園費につきましては、子どもすこやか部において計上しております。

次に、5項の社会教育費でございますが、1目の社会教育総務費については、人件費、地域・家庭教育の支援に係る経費のほか、施設の維持管理経費等を計上しております。

このなかで、社会教育総務費のうち、「おおいたナイトスクール事業」につきましては、学齢期を過ぎてもう一度中学校程度の学習内容を学びたいという人に対して、コンパルホール、鶴崎公民館、植田公民館の3会場において、夜間の講座を実施し、学習の機会を提供するもので、令和2年度については、大分の生活、文化や日本語を学ぶ場を提供するため、新たな講座として国際科を開設することとしております。

次に、2目の文化財保護費については、遺跡の保存整備及び情報発信、指定文化財の維持管理に係る経費等を計上しております。

このうち、文化財保護一般事業のうち、「府内城宗門櫓修復公開活用事業」につきましては、史跡府内城跡の宗門櫓の修復を行い、公開・活用を図るもので、令和2年度については、建具の組立、仕上げなどを行い、工事完成を予定しているところでございます。

また、「帆足本家酒造蔵耐震補強補修事業」につきましては、耐震補強計画に沿って、耐震補修工事等を実施するもので、令和2年度については、漆喰壁及び板壁等の補修工事を行うものでございます。

次に、新規事業の「伝統芸能伝承師認定事業」につきましては、

大分市指定無形民俗文化財に指定された伝統芸能の継承活動に従事し、高度の伝統的技術・技法を保持する指導者を大分市伝統芸能伝承師として認定し、その功績を称え、広く周知することにより、伝統芸能の伝承者を育成し、地域の活性化を図るものでございます。

次に、「大友氏遺跡保存整備事業」につきましては、国指定史跡大友氏遺跡の適切な保存を図るとともに、歴史公園として段階的に整備し公開・活用を行うもので、令和2年度については、史跡地の発掘調査を引き続き実施するとともに、中心建物域及び歴史文化観光拠点施設の整備の検討を進めていくものでございます。

次に、大友氏遺跡情報発信事業のうち、「ワクワクおおいたFun a i 魅力発信事業」につきましては、大分市を代表する史跡である大友氏遺跡を新たな魅力として市民や県内外の観光客を対象に積極的な情報発信を行うもので、令和2年度については、大友氏庭園の完成にあわせたイベント等の開催、市民ボランティアガイド・ジュニアガイドの養成、こども遣欧使節団の海外派遣、史跡案内板の設置等を行うものでございます。

次に、3目のエスペランサ・コレジオ費については、人件費のほか、施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

次に、4目の公民館費については、地区公民館の施設整備に係る経費等を計上しております。

このなかで、「鶴崎公民館施設整備事業」につきましては、地区公民館のうち最も古く、昭和47年に建築された鶴崎公民館について、大規模改修を行うものであり、改修にあたっては、集会室の整備をはじめ、老人憩いの家やエスペランサ・コレジオを集約化するもので、令和2年度については、集会室部分を除く現公民館改修工事、集会室棟敷地造成工事を実施することとしております。

なお、地区公民館施設整備に係る経費を除く公民館費につきましては、市民部において計上しております。

次に、5目の青少年費については、青少年の健全育成活動や補導活動に係る経費等を計上しております。

次に、6目の少年自然の家費については、人件費のほか、施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

このなかで、「少年自然の家管理運営事業等」につきましては、施設、設備の充実を図り、利用者に様々な体験活動の場と機会を提供するとともに、子ども達の健全育成につなげるもので、令和2年度については、屋外炊飯棟設置工事を実施するとともに、被災後の生活を擬似体験できる防災体験事業を実施することとしております。また、市内小学校5年生を対象とした集団宿泊体験事業の一環として、希望する学校がおおいた動物愛護センターを見学することとしております。

次に、7目の情報学習センター費については、指定管理に係る委託料に係る経費等を計上しております。

8目の歴史資料館費については、人件費のほか、施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

次に、9目の市民図書館費については、人件費のほか、本館及び分館の施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

次に、10目の美術館費については、人件費のほか、美術館施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

次に、11目のアートプラザ費については、指定管理業務委託料等を計上しております。

次に、12目の海星館費については、指定管理業務委託料のほか、施設整備に係る経費等を計上しております。

このなかで、新規事業の「海星館施設整備事業」につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」及び「大分市関崎海星館施設整備基本構想」に基づき、施設の中規模改修及び機能強化改修を行うもので、令和2年度については、基本設計、土地現況測量を実施することとしております。

次に、6項の保健体育費でございますが、1目の保健体育総務費については、人件費のほか、学校体育に係る経費等を計上しております。

このなかで、「学校体育振興事業」のうち「部活動指導員活用事業」につきましては、学校職員として部活動の指導及び引率等を行うことができる部活動指導員を配置することにより、部活動の充実及び活性化を図るとともに、単独指導及び大会等への単独引率を可能とすることで教員の負担軽減を図るものでございます。

次に、2目の学校保健費については、児童・生徒の健康診断に係る経費等を計上しております。

このなかで、「歯と口の健康づくり事業」につきましては、「歯みがき指導」、「食に関する指導」、「フッ化物洗口」を効果的に行い、学校における歯と口の健康づくりを推進するもので、これまで順次実施校を拡大してきた「フッ化物洗口」については、令和2年度より全校実施することとしております。

次に、3目の学校給食共同調理場費については、東部、西部の共同調理場の人件費のほか、維持管理に係る経費等を計上しております。

次に、4目の学校給食費については、小学校の給食調理場施設設備の維持管理や小学校給食調理場調理等業務委託に係る経費等を計上しております。

このなかで、新規事業の「学校給食費等徴収・管理システム構築事業」につきましては、教員の負担軽減、保護者の利便性向上等を目的に、学校給食費を含めた学校徴収金の徴収・管理のためのシステムを構築し、学校給食費については公会計化を目指すもので、令和2年度は、学校徴収金の徴収・管理を行うシステムの調達等に向けた準備を行うこととしております。

債務負担行為でございますが、ただ今、ご説明いたしました令和2年度当初から進める事務事業のうち、令和3年度以降に支払を約束することとなるものについては、その予算額を確保しておく必要があります。

こうしたことから、表にある項目につきまして、それぞれ記載の額、期間を限度として、令和2年度当初予算に債務負担行為として

設定するものでございます。

①「奨学資金貸付金（令和２年度貸付分）」及び②「未来自分創造資金給付金（令和２年度採用分）」につきましては、奨学生が在籍する修学期間中に貸付又は給付の対応が必要となるため、設定するものでございます。

次に、③～⑤の「舞鶴小、横瀬小、東大分小の仮設教室棟借上料」につきましては、校舎等の長寿命化改修工事が完了し、解体するまでの間、仮設教室棟を借り上げる必要があるため、設定するものでございます。

次に、⑥「別保小学校校舎等長寿命化改修工事請負費」及び⑦「森岡小学校校舎等長寿命化改修工事請負費」につきましては、令和２年度から着工する長寿命化改修工事が令和３年度までの期間を要するため、設定するものでございます。

次に、⑧「大東中学校新校舎等整備工事請負費」につきましては、令和２年度から着工する大東中学校新校舎等整備工事が令和３年度までの期間を要するため、設定するものでございます。

次に、⑨「学校給食費等徴収・管理システム構築及び運用事業」につきましては、学校給食費等徴収・管理システムの構築を令和２年度から２ヶ年で行うとともに、その後、機器及びソフトウェア等の運用保守を５年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、⑩「小学校給食調理場調理等業務委託料」につきましては、令和２年８月から３年間の委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、⑪「森岡小学校給食調理場厨房備品購入費」につきましては、森岡小学校校舎等長寿命化改修工事の工事工程に合わせ、備品購入の契約を令和２年度中に契約する必要があるため、設定するものでございます。

次に、⑫「鶴崎公民館集会室棟敷地造成工事請負費」につきましては、令和２年度から着工する鶴崎公民館新集会室棟敷地造成工事

が令和３年度までの期間を要するため、設定するものでございます。

次に、⑬「市民図書館等図書購入費」につきましては、令和３年度の図書購入に向けて、令和２年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、⑭「大友氏遺跡多目的広場仮設トイレ借上料」につきましては、令和２年度から令和７年度までの６０ヶ月の間、大友氏遺跡多目的広場仮設トイレを借り上げる必要があるため、設定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第１回市議会定例会で審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

委員

教育指導費のスクールサポートスタッフについてですが、今年度は、何名でしょうか。

学校教育課長

今年度は、７名配置をしております。

委員

働き方改革において、スクールサポートスタッフは重要であると思います。次に、ＡＬＴはどこの国の方でしょうか。

学校教育課長

アメリカ、カナダ、オーストラリア等の８か国です。

委員

昨日ウェールズの方が来られて、さらに大分と交流を深めていきたいとの話を聞いております。交流を進めていくために、ウェールズの方がこれから増えるといいと思いました。

委員

イングリッシュ・アドバイザーはいい取組ですが、退職教員となると、教科指導マイスターとの役割の違いは何ですか。

学校教育課長

教科指導マイスターは、中学校で教員に対して教科指導を行うこととしており、１名が１０校程度を担当し、授業を見た後、放課後等に指導をしております。来年度の小学校の学習指導要領の完全実施に伴い、英語教育推進室の指導主事等による巡回学校訪問指導を実施しておりますが、イングリッシュ・アドバイザーにつきまして

は、英語を専門とする退職教員を小学校に派遣し、授業の補助や教員への指導を行うとともに教材作成等も行うこととしております。

委員

部活動指導員活用事業についてですが、学校現場では有効な事業だと思います。指導員は1年契約だと思いますが、今現在、同一校で何年継続できるか決まりはありますか。長年同一校で指導することについてはメリット、デメリットがあると思われます。

次長兼

体育保健課長

現在、23名の部活動指導員が活動しております。成果といたしましては、教員においては「実技指導への精神的負担が減った」「帰宅時間が早くなった」「休日の時間が確保できた」等がございます。生徒においては、「技能の向上に効果的であった」「けがやスポーツ障害が減った」等がございます。部活動指導員につきましては、各学校校長からの推薦の後、教育委員会が面接をし、決定しております。外部指導者が外部指導員となることが多いことから、事業が始まり2年目となりますが、多くの方から継続して指導をしていただいております。なお、来年度から会計年度任用職員として任用することから、最長で5年間継続できることとなります。長年同一校の場合は、年に1回、教育委員会が面談をすることで、課題を把握し、対応することができるようにしております。

委員

伝統芸能伝承師について説明をしてください。

次長兼

文化財課長

伝統芸能伝承師は、今年度要綱を制定しております。大分市指定無形民俗文化財の構成員の中から認定をすることとなっており、認定へ向けて、各団体へ聞き取りや調査をしているところでございます。来年度、初めての認定を行う予定でございます。

委員

伝統芸能伝承師認定事業についてですが、伝承者を育成するという説明がありましたが、予算は「認定」に係る予算でしょうか。

次長兼

文化財課長

認定をした後、認定証とプレートを授与いたします。認定後、伝承師は、歴史資料館の講座において活動の報告等をするなど、後継者の育成と併せて、無形民俗文化財のPRを行うよう予定しております。来年度はまだ認定のみでございます。

委員

予算は、認定に係る予算でしょうか。

次長兼 来年度は、認定が中心となります。

文化財課長

委員 不登校児童生徒支援事業で、スクールライフサポーター４名の配置について説明をしてください。

学校教育課長 不登校児童生徒は、特に中学校において増えている現状がございます。そこで、中学校の不登校生徒の減少を目的に、中学校４校に不登校の生徒が学習できるスペースを設け、サポートができる職員を配置するものでございます。既に滝尾中学校では、このような取組により、不登校生徒が昨年度７０名から今年度４０名に減少しております。

不登校生徒がスクールライフサポーターに学習相談や話をしたり、そのスペースで学級の生徒と交流をしたりすることにより、登校へのきっかけとなればと考えております。

委員 スクールライフサポーターには資格が必要でしょうか。

学校教育課長 資格は特に必要ありませんが、学校教育に対して熱心な方や退職した中学校教員等生徒指導に関わってきた方を考えております。

教育長 不登校対応策として、当面４名でスタートし、成果を検証しながら拡大をしていきたいと考えています。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第９号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第１０号「大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第１０号「大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

「１改正理由」につきましては、幼稚園教諭の給与について、県

の義務教育諸学校の教育職員に適用される「職員の給与に関する条例」の改正に準じ、給料、勤勉手当及び扶養手当を改定しようとするものでございます。

「2改正内容」の1点目は、給料月額の改定でございますが、県の教職員に準じ、初任給を引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について引き上げを行うものでございます。

なお、本給料表は平成31年4月1日からの適用となります。

2点目は、勤勉手当の改定でございますが、一般の職員の支給月数について0.05月分引き上げを行うものでございます。

本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分、令和2年度以降につきましては、6月期、12月期に各0.025月分の引き上げを行うものでございます。

なお、本年度の支給月数は、令和元年12月1日から、令和2年度以降の支給月数は、令和2年4月1日から適用しようとするものであります。

3点目は、扶養手当の月額の改定でございますが、子に係る扶養手当を、月額9,500円から9,800円へ300円の引き上げを行うものでございます。

なお、本扶養手当の月額は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの適用となります。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、第1回市議会定例会での審議・決定を経て、1点目の給料表の改定、2点目の本年度の勤勉手当の支給月数、3点目の扶養手当月額の改定は、公布の日から施行し、2点目の令和2年度以降の勤勉手当の支給月数は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第 11 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第 11 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」 ご説明申し上げます。

はじめに、「1. 改正の概要」についてでございますが、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤特別職の職員のうち、一般職の会計年度任用職員へ移行するものに係る規定の削除および別条例で報酬等を規定している非常勤特別職の職員に係る本条例への統合等を行おうとするものでございます。

次に、「2. 会計年度任用職員へ移行するもの」のうち、教育委員会に関連するものについてでございますが、公民館主事、社会教育指導員、外国語指導助手につきましては、来年度より一般職の会計年度任用職員に移行することから、本条例より規定を削除したいと考えております。

次に、「3. 別条例で報酬等を規定している非常勤特別職の職員のうち、今回統合するもの」についてでございますが、行政委員会委員及び各種附属機関の委員の報酬等を規定している「各種委員会の委員の報酬並びに費用弁償に関する条例」につきましては、本条例に統合することにより、より効率的な管理運営を行うことといたします。

次に、「4. その他所要の改正を要するもの」のうち、教育委員会に関連するものについてでございますが、「学校眼科医」及び「学校耳鼻咽喉科医」については、同額の報酬を規定している「学校医」として統合すること、「エスペランサ・コレジオ講師」については、報酬の支給から報償費の支払いに変更することから、当該

規定について削除したいと考えております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、令和2年第1回市議会定例会での審議・決定を経て、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、教議第11号は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第12号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
学校施設課長 教議第12号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

このたび工事を行う横瀬小学校南校舎は、昭和52年3月に建設され、築40年を経過していることから、「大分市教育施設整備保全計画」に基づいて、中校舎に引き続き、長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要ですが、長寿命化改修とは建物の躯体以外をすべて解体し、骨組みの状態にしたうえで、既存の構造躯体を利用して全面改修を行うものであり、延べ面積は、2,284㎡でございます。

整備の内容につきましては、躯体の補修及び給排水設備などライフラインの更新による建物の耐久性の向上を図り、普通教室においては教室と廊下の間に可動間仕切りを設置することで、オープンスペースを活用した多様な学習形態が可能となっております。

契約の方法は「要件設定型一般競争入札（総合評価方式）」で、契約金額は「4億7千80万円」、「新成・クボタ特定建設工事共同企

業体」と12月19日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和3年3月5日を予定しており、令和3年度より供用開始の予定でございます。

なお、本議案については、第1回市議会定例会において、議案として提出しようとするものであり、議会での審議・議決を経て、本契約を行い、3月からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、教議第12号は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第13号「大分市教育ビジョン2017第Ⅱ期基本計画の策定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第13号「大分市教育ビジョン2017第Ⅱ期基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

今月10日に開催いたしました第5回大分市教育ビジョン検討委員会におきまして、素案に対するパブリックコメントの結果等を踏まえた「最終案」の検討を行った後、検討委員会会長である大分大学の伊藤教授から三浦教育長へ「大分市教育ビジョン 検討のまとめ」が提出されました。これを受けまして、この度、別添のとおり、取りまとめたところでございます。

つきましては、「大分市教育ビジョン2017第Ⅱ期基本計画」につきまして、ご審議のうえ、ご決定をいただきたく本案を提出するものでございます。

なお、本委員会でのご決定のうえは、印刷・製本をいたしまして、令和2年第1回市議会定例会において報告するとともに、各学

校等へ冊子を配付する予定としております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、教議第 13 号は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第 14 号「いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 教議第 14 号「いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市いじめ問題第三者調査委員会委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了することから、次期調査委員会委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員につきましては、新任 2 名と再任 8 名であり、任期は令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第 14 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、教議第 14 号は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項 1 点目「令和元年度監査結果報告書（施設監査）」について」ご報告申し上げます。

令和2年2月18日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛に、本年度実施した施設監査の結果について報告がありました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校9校、中学校8校を対象に、平成31年4月1日から令和元年9月30日に係る支出負担行為等の経理事務及び財産管理状況等について、令和元年9月30日から令和2年1月29日の間に監査が実施されました。

監査の結果についてでございますが、学校の（１）物品の管理状況では、ア南大分中学校の劇物の薬品の管理、イ城南中学校の薬品使用簿の作成、ウ小中学校9校の刃物類の保管において、「通知に従い適正な事務処理をされたい」との指導がございました。

学校の（２）施設の管理状況では、ア森岡小学校、賀来小学校、南大分中学校、賀来中学校の警備業務用機械装置のセットにおいて、「今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい」、また、イ森岡小学校、賀来小学校の使用許可事務において、「規則等に従い適正な事務処理をされたい」との指導がございました。

次に、所管課における（１）物品の管理状況では、学校教育課に対して、ア「廃液の保管方法について検討され、廃液は鍵のかかる保管庫で保管するよう、統一的に学校を指導されるよう要望する」との要望事項がございました。

また、イ「毒物及び劇物の専用の保管庫には、毒物及び劇物以外の薬品等を保管しない旨の指導を徹底されるよう要望する」との要望事項がございました。

（２）施設の管理状況では、学校施設課に対して、「休業日の機械警備体制について、統一的に指導されるよう要望する」との要望事項がございました。

指導を受けた事務処理につきましては、今後適正な事務処理が行われるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項２点目「大分市立学校における働き方改革推進計画に係る取組状況について」ご報告申し上げます。

本市教育委員会では、教職員の長時間勤務を是正し、これまで以上に子どもと向き合うための時間を確保するため、「大分市立学校における働き方改革推進計画」を平成３０年２月に策定したところでございますが、本計画における今年度の取組状況についてご説明いたします。

まず、「①学校徴収金の徴収・管理の効率化」についてでございますが、学校徴収金管理システムの構築及び給食費の公会計化に関する調査・研究や先進都市である熊本市と北九州市等への視察を行い、学校徴収金の徴収・管理の効率化に向けた課題の整理を行ったところでございます。今後は、学校徴収金管理システムの導入及び給食費の公会計化の令和４年度からの実施に向けて、文部科学省策定の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や先進都市の取組を参考にしながら、庁内及び関係機関との協議・連携を行う中で、本市に適した制度設計を行うこととしております。

次に、「②学校運営協議会による学校運営の支援」についてでございますが、地域住民等の学校運営への参画の促進を図るため、学校運営協議会を段階的に設置する中、学校運営協議会委員等を対象とした研修会を実施し、「学校における働き方改革」の趣旨を説明するとともに、来年度に設置を検討している校区の地域住民に対する説明を通して、学校運営協議会の意義や役割等について理解を深めたところでございます。

次に、「③登下校の見守り及び夜間や休日の見回りの在り方の見直し」についてでございますが、平成３０年度より中央補導活動における夜間補導に従事する学校補導員の活動を年４回から２回に削

減する中、大分市青少年健全育成連絡協議会総会等において、各地区、校区の代表者に対して、「学校における働き方改革」の趣旨を説明し、理解の促進を求めるとともに、アンケート調査を実施し、地域の実態を把握したところでございます。また、登下校の見守りについては、学校から保護者や地域関係者に見守りボランティアへの登録を呼びかけるなど、見守り体制の充実に努めたところでございます。

次に、「④部活動の在り方の見直し」についてでございますが、学校職員として部活動の指導及び引率等を行う部活動指導員を23名配置するとともに、平成30年12月に策定した「大分市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動休養日を週当たり2日以上とし、活動時間を平日2時間、学校休業日3時間程度とするなど部活動指導における教職員の負担軽減に向けた取組を徹底するよう学校に周知したところでございます。

次に、「⑤教職員研修の見直し」についてでございますが、教職員の資質能力の向上を図る体系的な研修計画を策定する中で、研修が過度な負担にならないよう整理・精選を行った結果、令和元年度において、研修を3講座、放課後講座を1セミナー廃止し、19講座については研修日数を縮減したところでございます。

次に、「⑥タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理」についてでございますが、教職員出退勤管理システムを平成30年12月に全小中学校へ導入し、教職員の長時間勤務の状況を時期や校種、職種別に把握・分析する中、教職員の働き方の見直しに向けた意識改革を促進したところでございます。また、教職員の1月の時間外勤務時間の状況を校長及び服務監督権者である教育委員会が共有できるようになり、月途中の段階で長時間勤務が想定される教職員を把握し、教職員の業務の平準化や校務分掌の見直しを行うなど、迅速に対応したところでございます。

「⑦勤務時間外の電話対応の見直し」についてでございますが、試行校における検証結果を踏まえ、令和元年度の2学期より全小中

学校において、勤務時間外の電話に対し、自動音声メッセージを導入したところでございます。なお、勤務時間外の電話対応の見直しの実施状況については、学校運営に支障はなく、勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等への対応が減少しているところでございます。

「⑧スクールサポートスタッフの配置」についてでございますが、小学校4校、中学校2校、義務教育学校1校にスクールサポートスタッフを各1名配置し、校内での印刷業務や配布の整理等の事務補助を行うことで、放課後や昼休みに集中していた印刷業務等の事務負担の軽減したところでございます。

次に、「⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備」についてでございますが、スクールソーシャルワーカーを増員し、相談支援体制の充実を図る中、教員だけでは対応が難しいケース等に対応するとともに、特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学校に対して配置する補助教員を増員し、「チームとしての学校」体制の充実を図ったところでございます。また、各学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒や日本語が十分に理解できない保護者に対して、日本語指導の講師や通訳を派遣し、個に応じた支援を行うとともに、学校内において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、教職員と連携しながら、専門スタッフが中心となって支援を行う体制の充実を図ったところでございます。

次に、「⑩調査・依頼事項等の精査・精選」についてでございますが、庁内各課に対して、学校に対する配布物を送付する条件として、児童生徒にとって有益であることが明確であり、直接配布する必要があると認められるものに限定し、市報やホームページ等で周知することが可能なものや単なるイベント等の告知など児童生徒に直接連絡することが必要ではないものについては、原則として配布しないことを要請したところでございます。なお、令和元年4月から9月にかけての見直し件数については、教職員に出席を求める委

委員会やイベント等は7件、児童生徒に参加を求めるイベント等は12件、作文、標語等の出展依頼は40件、照会・アンケート等の依頼は6件、文書・チラシ等の配布依頼は21件となっております。

次に、「⑪校務支援システム等による業務の電子化による効率化」についてでございますが、校務支援システムを活用し、小学校に加え、中学校においても登録した学籍情報をもとに、成績処理、通知表作成、指導要録作成等の成績管理、保健情報の登録等において効率化を図るとともに、ファイル管理などの連絡管理機能を利用し、職員会議で資料を提示するなど、ペーパーレスでの会議が行われ、印刷作業、配布の効率化を図ったところでございます。また、学校システムの構築に向けて、プロポーザルを実施し、業者選定を行ったところでございます。

次に、「⑫全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し」についてでございますが、全市一斉定時退勤日について、平成30年度より第1水曜日及び第3水曜日の月2回に拡大したことにより、各校での退勤時間に対する意識の向上や終業後の時間外勤務時間の削減につなげるとともに、8月13日から15日の期間を全小中学校による学校閉庁期間とし、教職員の休暇取得を促進したところでございます。なお、次年度においては、曜日を考慮する上で、学校閉庁日期間を8月12日から14日に設定しております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

(なしとの声)

全委員

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育長

報告事項3点目「教職員の時間外勤務の状況について」ご報告申し上げます。

学校教育課長

月の平均時間外勤務時間の状況でございますが、その平均時間外勤務時間は、8月は「16時間7分」、9月は「42時間1分」、10月は「44時間20分」、11月は「40時間40分」、12月は

「37時間12分」となっております。

小学校、中学校ともに9月から10月にかけて平均時間外勤務時間が増加しております。

主な要因としましては、小学校等においては、運動会の準備等、中学校等においては、文化祭の準備等によるものであると考えております。また、小中学校ともに研修会がこの時期に集中することが多いことによるものであると考えております。

月の時間外勤務時間の80時間超過者及び100時間超過者でございますが、小中学校ともに9月から10月にかけて増加しております。これは先ほどと同じく、運動会や文化祭の準備等によるものであると考えております。

教職員出退勤管理システムを導入した平成30年12月に時間外勤務を80時間以上行ったものは小学校等におきまして55人、4.2%、中学校等におきまして72人、8.8%でありました。

1年が経過いたしました令和元年12月におきましては、小学校等におきまして45人、3.4%、中学校等におきまして26人、3.2%であり、同月を比較いたしますと、小学校等におきまして10人0.8%、中学校等におきまして46人、5.6%減少しております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長
委員

先程、働き方改革推進計画の12の取組の経過を伺い、先生方の働き方改革が進んでいるということですが、やはり、80時間超え、100時間超えが減っていると説明をしていただいたものの、それでもまだ100時間超えが17人もいます。0になるように取組をお願いしたいと思います。

また、前回も教頭先生の状況について聞きましたが、教頭先生の状況について伺いたいと思います。時間が増えているのかどうかを知りたいと思っております。次回、必ず教頭の時間外勤務の状況の推移を教えてください。

教育長

次回、教頭の推移も含めて、説明します。まだまだ改善をしていかなければならないと考えております。８０時間超え、１００時間超えは、仕事の持ち帰り時間も加算されております。また、長時間勤務となるのは、同一の教員の傾向があります。引き続き、校長の面談による指導が必要であると考えます。

他にご質問はありませんか。

教育長

(なしとの声)

全委員

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育長

報告事項４点目「大分市標準学力調査結果について」ご報告申し上げます。

学校教育課長

令和２年１月２１日火曜日に実施いたしました「大分市標準学力調査」の結果についてご説明いたします。

大分市標準学力調査は、市内小・中学校及び義務教育学校児童生徒の学力の定着状況を客観的に把握・分析・考察し、指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の確かな学力の向上に資することを目的に実施しております。

小学校４年生は、国語、算数、理科の３教科で調査を実施いたしました。結果といたしましては、昨年度は理科の基礎が全国平均を下回っていましたが、今年度は国語、算数、理科の全てにおいて、基礎・活用ともに全国平均を上回ることができました。

中学校１年生は、国語、社会、数学、理科、英語の教科で実施をいたしました。結果といたしましては、昨年度に引き続き、全ての実施教科で基礎・活用ともに全国平均を上回ることができました。

令和元年度の国・県・市主催の各種学力調査の結果として、全国平均達成率が初めて１００％となり、過去最高の成果を収めることができました。

これは、放課後等を利用した補充学習の充実によるつまずきの解消や家庭学習の習慣化、授業における振り返りの時間による学力の定着など、きめ細かな指導を目指した授業改善の結果であると考えております。

今後も引き続き、児童生徒の課題解決に向け、学習指導の工夫・改善に努めるよう、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

(なしとの声)

全委員

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育長

報告事項５点目「公有財産有効活用の方針の決定について」ご報告申し上げます。

次長兼

学校施設課長

今年度末をもって廃園となります１、２の幼稚園及び既に廃校となっております３及び４の小学校跡地につきまして、その後の利活用方針が決定しました。

各対象施設の利活用方針ですが、１の城南が丘幼稚園につきましては、園舎の老朽化が進んでいることなどから、園舎を解体し、隣接する城南小学校の学校用地として活用することとし、２の明野幼稚園につきましては、明治明野地区における市立認定こども園の候補地の一つとして、子どもすこやか部が所管し、管理を行うこととされました。

また、３の旧野津原西部小学校につきましては、地元の要望に基づき、地域コミュニティの活動の場として活用するとともに、宿泊が可能な施設として整備を行い、ダム周辺施設と連携し、地域の活性化を図ることとし、最後の４の旧大志生木小学校につきましては、テニスコートの利活用について、砂入り人工芝コートとして整備を行い、スポーツ振興課が大分市公共施設として管理し、広く一般市民に開放することで地域の活性化を図る施設とすることとされました。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

(なしとの声)

全委員

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育長

報告事項 6 点目「学校徴収金管理システム構築及び学校給食費公会計化事業について」ご報告申し上げます。

まず、学校徴収金とは、学校給食費や教材、教具の購入費など教育活動において必要となる経費のことを言い、受益者負担の考え方から私費に分類され、保護者が直接学校に納入しております。

学校給食費公会計化事業についてご説明いたします。

まず、「1. 大分市における学校給食費徴収等の現状と問題点」でございですが、学校給食費は、市の会計とは別に各学校単位で予算管理を行う私会計方式を採用しております。具体的には、保護者が学校に給食費を納入し、学校は納入された給食費の範囲内で食材の購入・支払いを行っております。

給食費の納入方法は、学校指定口座への口座振替、学校への現金持参、保護者による地区集金があり、学校ごとに納入方法は異なっております。

また、保護者の給食費納入が滞った場合は、主に教員が督促等の滞納整理業務を担っております。

それらを踏まえ、学校側の問題といたしましては、滞納整理業務が教員の大きな負担になっていることや、学校で現金を取り扱うことで金銭事故が起こる可能性があることが挙げられます。

また、保護者側といたしましては、学校給食費の口座振替のためだけに、学校指定の金融機関の口座が必要となること、現金持参あるいは地区集金の場合は、毎月決められた日に決められた金額を現金で用意しなければならない負担や集金に係る手間が発生していることが問題点として挙げられます。

次に、「2. 学校給食費に関する国及び市の動向」についてでございますが、平成31年1月に、中央教育審議会において、教員の働き方改革の方策の一つとして、「学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とする提言がなされました。

これを受けて、文部科学省は「学校給食費徴収・管理に関するガ

イドライン」を令和元年7月に策定し、学校給食費の公会計化に当たっては、学校給食費に関連する業務をサポートするためのシステム導入が推奨されています。

また、本市におきましても「大分市立学校における働き方改革推進計画」において、学校給食費については、文部科学省のガイドラインを踏まえ、公会計化の導入に向けて検討するとしているほか、資料には記載しておりませんが、平成28年度の包括外部監査におきましても、学校給食費の公会計化を求める指摘をいただいております。

次に、「3. 学校給食費の公会計化とは」及び「4. 学校給食費公会計化によって見込まれる効果等」についてご説明いたします。

まず、学校給食費の公会計化とは、学校給食費について、地方公共団体（市）の会計に組み入れて、市が徴収・管理を行うこととなります。

具体的には、保護者から徴収する学校給食費を市が歳入として予算計上し、学校給食の食材購入等に係る経費を市が歳出として予算計上するものでございます。

学校としては、学校給食に関する事務のうち、食材の発注・支払、児童生徒等の喫食管理、給食費の徴収管理、滞納整理を行っているところでございます。

これを公会計へと移行した場合、保護者は学校ではなく市へ給食費を支払うこととなり、納入方法は原則口座振替を予定しております。

給食費が市の会計に組み込まれることで、徴収管理や滞納整理も市が行うこととなるため、学校の事務は、食材の発注・支払、児童生徒等の喫食管理となります。

このイメージ図からも分かりますとおり、公会計化によって、教員は給食費の滞納整理業務から解放され、授業改善や児童生徒に向き合うといった本来業務の時間を確保することができるようになります。

また、保護者にとっても、市の指定金融機関等の口座であれば、どの口座からでも給食費の振替が可能となるメリットがあります。

これらのメリットについてまとめたものが、資料右側下段に記載しております「公会計化によって見込まれる効果」となります。

続きまして、学校徴収金のうち、学校給食費を除いた「諸費」を管理するシステムの説明に移ります。

まず「1. 学校における諸費徴収等の現状と問題点」についてです。

学校諸費は、児童生徒が現金を集金袋に入れて学校へ持参し、教員が集金及び管理を行っております。

問題点は、集金や管理の業務が教員の負担になっていること、保護者が毎月現金を準備する必要があること、学校で現金を取り扱うことで金銭事故が起こる可能性があること、入出金情報を統一して管理するシステムがなく未納者が把握できにくいこと、業者への支払事務が煩雑であることが挙げられます。

これらの問題を解決する手段として、諸費に関しても学校給食費と同様に徴収・管理システムを導入いたします。

資料下段「2. 学校徴収金管理システム（諸費）導入によって見込まれる効果」でございますが、学校における諸費については、システムの導入により、口座振替による徴収を基本として、収納情報を一元管理できるようになります。

そこから生まれる効果として、「教員の業務負担の軽減」、「保護者の利便性の向上」、「金銭事故の未然防止」、「学校徴収金（諸費）の管理・監督体制の充実、透明性の向上」、「債権管理事務の負担軽減」、「支払い事務の電子化による負担軽減」が挙げられ、諸費の徴収・管理における問題の解決に繋がります。

「2. 学校徴収金管理システム導入スケジュール（予定）」でございますが、令和2年度は、課題の整理・方針の決定やシステム業者の選定、令和3年度はシステム構築、関係者説明、口座振替等の準備、また、必要に応じて例規等整備を行ったうえで、令和4年度か

らシステムの運用を開始します。

なお、学校徴収金のうち、学校給食費以外の諸費につきましては、令和４年度は一部の試行校での試行運用を予定としており、段階的に実施校を増やしていくこととしております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

公会計化によって見込まれる効果として、「天候不順等により生鮮食材の価格が高騰した場合でも、安定的な学校給食の実施が可能となる」とあります。場合によっては、保護者が支払った金額以上の金額を市が負担するというのでしょうか。

体育保健課参事

現在、学校給食費につきましては、各学校の児童生徒数に給食費の額を乗じたものが学校の予算となり、その予算の範囲内で給食を提供しております。公会計化の実施により、天候不順等により生鮮食材の価格が高騰した場合は、市の予算の範囲内で対応することができます。

なお、滞納があった場合、その滞納分については、市が滞納整理を行っていきます。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

体育保健課長

報告事項７点目「大分市学校給食東部共同調理場調理等業務委託候補者の選定について」ご報告申し上げます。

大分市学校給食東部共同調理場では、平成２０年９月から民間事業者に調理等業務を委託しておりますが、現在の契約履行期間が令和２年７月３１日までとなっており、引き続き民間事業者への業務委託をするにあたり、衛生管理等の安全性や業務の円滑な運営等を確保するため、公募型プロポーザル方式による選定を行いました。

令和元年１１月２５日に第１回選定委員会を開催し、選定基準などの内容について審議を行い、１１月２８日から募集しましたところ、３事業者から参加表明及び企画提案書等の提出がありました。

令和2年1月30日に第2回選定委員会を開催し、3事業者について審査した結果、最も得点の高かった現在の委託業者でもあります「株式会社東洋食品」を委託候補者に選定したところでございます。

今後の流れでございますが、「株式会社東洋食品」と契約締結に向けて準備を行っており、整い次第契約締結をいたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

文化財課長

報告事項8点目「『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）』の改訂について」ご報告申し上げます。

令和元年第11回の本委員会にて報告を申し上げました「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」の改訂案につきましては、令和元年12月16日から令和2年1月15日にかけての1か月間、市民意見の募集を行いました。その結果、3人の方から延べ22項目のご意見をいただいたところでございます。

ご意見の主な内容としましては、大友氏館跡を早期に復元整備することを求めるご意見や、復元整備の進捗に合わせた効果的なイベント、情報発信を求めるご意見、展示機能をもつ施設の展示内容や建物意匠に関する具体的な提案、大友氏遺跡までの交通アクセスの改善要望、遺跡周辺の景観保全への取組の要望など多岐にわたるご意見をいただいたところです。

これらのご意見につきましては、市の考え方を別紙の通りとりまとめ、今後公開することを予定しております。ご意見の内容には、非常に具体性が高いものが多く、今後予定しております復元建物や本格的なガイダンス施設建設に向けての基本構想策定の際の参考とさせていただきたいと考えており、そのほかのご意見につきましては、概ね改訂原案の内容に沿ったものでありましたことから、改訂原案の内容を修正する必要は無いものと判断いたしました。そうし

たことから、原案をそのまま最終案として、２月６日に開催しました第４回の外部委員会において提案し、承認をいただいたところでございます。

今後は、冊子として印刷・製本を行い、３月中に「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第１期）令和元年度改訂版」として策定する予定としております。

なお、現在整備工事を進めております大友氏館跡の庭園につきましては、本年４月下旬の一般公開を予定しているところでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

副館長兼

美術振興課長

報告事項９点目「大分市美術館令和元年度美術品収集及び令和２年度特別展（案）について」ご報告申し上げます。

「１ 令和元年度美術収集について」でございますが、４つの収集方針に基づき、６１点の収集を決定いたしました。

購入は３４点で、ジャンル別の内訳は、日本画２点、工芸４点、写真２点、版画９点、素描１５点、その他２点でございます。寄贈・移管は２７点で、日本画１４点、洋画７点、彫刻１点、写真１点、版画３点、水彩画１点となっております。なお、移管は管財課が所管している美術品を美術館所管とするもので、高山辰雄画伯の日本画２点であります。この結果、今年度末での収蔵作品は３，２４６点となります。

次に、購入・寄贈・移管別の作品リストでございます。主な購入作品はリスト番号１８～３４、昨年、プリツカー賞を受賞し、大分市名誉市民にもなりました世界的建築家磯崎新氏の作品１７点で、これらを含む購入予定額は２，６３５万９千円でございます。寄贈作品は、主に大分ゆかりの南画家、日本画家、洋画家などの作品２５点、評価額は合計８９５万円となっております。

なお、寄贈作品20の陳勇勁氏は武漢市在住のアーティスト、「関崎風景」は昨年12月に開催した「アートフルロードプロジェクト2019 制作のひみつ」の公開制作で制作されたもので、関崎灯台と豊予海峡を望む風景を描いています。この作品については収集作品図版に写真を掲載しております。

令和2年度特別展（案）についてでございますが、来年度は9件の特別展を計画しております。展覧会名、会期、内容などは資料のとおりでございます。

夏休み期間中の展覧会は「超体験！魔法の美術館」です。来館者の動きに反応して、光と影、映像、音が多様に変化する、「見て、触れて、遊べる」魔法のようなアートの世界を体験できる展覧会です。市美術館で10年前に開催しておりますが、参加アーティストが変わり、内容もさらに充実しております。

来年度も子どもから大人まで幅広く、多くの方々に楽しんでもいただける展覧会を計画しておりますので、ぜひ、美術館へ足をお運びいただきたいと存じます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 （なしとの声）

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

副館長兼 （お知らせ）

美術振興課長 「特別展 第54回大分市美術展について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 （なしとの声）

教育長 他に何かございませんか。

次長兼 （その他）

体育保健課長 「学校（園）における新型コロナウイルス感染症への対応について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 他に何かございませんか。
教育総務課長 次回の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。
す。
3月 は、3月5日木曜日午前8時30分から第1回臨時教育委員会を教育委員室にて開催いたします。また、3月27日金曜日午前10時から定例教育委員会を教育委員室にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。
なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。
以上でございます。
全委員 (了承)
教育長 他に何かございませんか。
全委員 (なしとの声)
教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。
(午後5時5分 閉会)